



なんでもねん

発行責任者 倉橋 忠



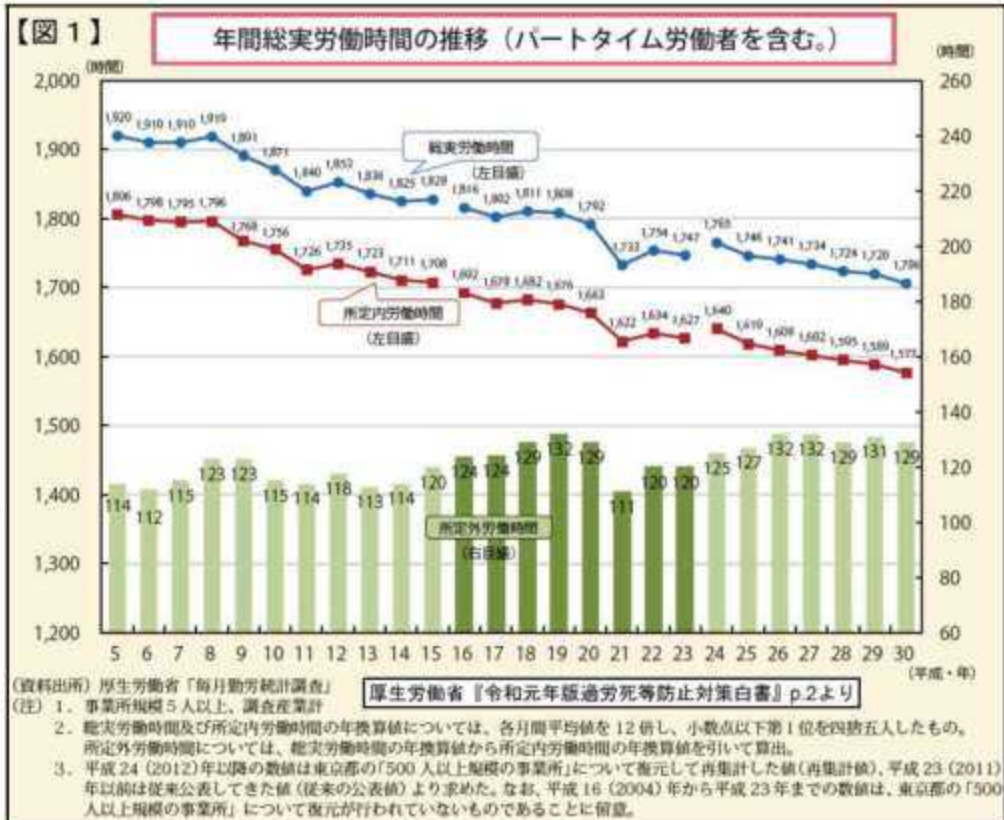
日本の労働時間は短くなったのか

教科書などではグラフを使い日本の年間労働時間数は短くなったと説明されている。

確かに日本の年間労働時間数は2018年(平成30年)には1,706時間に短くなっている(図1)。しかし、それは慎重に読むべきである。

一般労働者の年間労働時間数に注目すると、ほとん

ど減っておらず、2018年(平成30年)でも2,000時間を超えている(図2)。



年間総労働時間数が年々短くなっているように現れているのは、増加するパートタイムで働く人たちの労働時間を統計に組み入れているからなのである。

これが、統計資料^{どうがいしりょう}を見るとき「落とし穴」である。どのような情報を集計しているものなのかを考えながら統計資料を読むようにしたい。

過労死・過労自殺の背景にある労働時間帯を読み取ろう

過労死の代表的な^{じょうらい}症例は、元気だった人が^{のうしつかん しんそう}脳疾患や心臓疾患で突然に死亡することである。

また、精神的に^お追い詰められて精神的な疾患になる労働者も^{あと}後を絶たない。

図3と図4は、労働局が労働災害と認定した過労による脳や心臓疾患と精神障害を、事件数と時間外労働時間数との関係で示した統計である(届け出のない件^{じつたい}を考えると実態はもっと多いだろう)。

最も、過労死や精神障害が発生しているのは、どの時間帯だろうか。読み取ろう。

【図3】 脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別労災支給(認定)件数

年度 評価 期間	平成 29 年度						平成 30 年度 (件)					
	評価期間 1 か月		評価期間 2～6 か月 (1 か月平均)		合計		評価期間 1 か月		評価期間 2～6 か月 (1 か月平均)		合計	
	うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡	
6 時間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
6 時間 上 ～ 8 時間 未 満	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)
8 時間 上 ～ 10 時間 未 満	0 (0)	0 (0)	11 (1)	5 (1)	11 (1)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	13 (1)	6 (0)	13 (1)	6 (0)
10 時間 上 ～ 12 時間 未 満	5 (0)	1 (0)	96 (6)	37 (0)	101 (6)	38 (0)	3 (0)	1 (0)	85 (0)	27 (0)	88 (0)	28 (0)
12 時間 上 ～ 14 時間 未 満	42 (3)	15 (0)	34 (1)	11 (1)	76 (4)	26 (1)	41 (5)	17 (0)	13 (1)	7 (0)	54 (6)	24 (0)
14 時間 上 ～ 16 時間 未 満	14 (2)	6 (0)	9 (0)	5 (0)	23 (2)	11 (0)	22 (1)	3 (1)	8 (0)	3 (0)	30 (1)	6 (1)
16 時間 上 ～ 18 時間 未 満	13 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	16 (0)	6 (0)	16 (0)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	17 (0)	5 (0)
18 時間 上	17 (4)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	20 (4)	3 (0)	18 (1)	9 (1)	1 (0)	1 (0)	19 (1)	10 (1)
合計	91 (9)	30 (0)	158 (8)	60 (2)	249 (17)	90 (2)	100 (7)	34 (2)	123 (2)	46 (0)	223 (9)	80 (2)

(資料出所) 厚生労働省「平成 30 年度過労死等の労災補償状況」
 (注) 1. 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。
 2. 「評価期間 1 か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前 1 か月間の時間外労働時間数を評価して支給決定された件数である。
 3. 「評価期間 2～6 か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前 2 か月間ないし 6 か月間における 1 か月平均時間外労働時間数を評価して支給決定された件数である。
 4. () 内は女性の件数で、内数である。
 5. 「評価期間 1 か月」については 100 時間未満、「評価期間 2～6 か月」については 80 時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したもの。
 ・不規則な勤務
 ・拘束時間の長い勤務
 ・出張の多い勤務
 ・交替制勤務・深夜勤務

厚生労働省『令和元年版過労死等防止対策白書』p.39より

【図4】 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別労災支給決定(認定)件数

年度 区分	平成 29 年度		平成 30 年度 (件)	
	うち自殺		うち自殺	
20 時 間 未 満	75 (39)	7 (0)	82 (47)	8 (1)
20 時 間 上 ～ 40 時 間 未 満	35 (10)	10 (1)	30 (15)	4 (0)
40 時 間 上 ～ 60 時 間 未 満	35 (9)	10 (1)	37 (11)	8 (1)
60 時 間 上 ～ 80 時 間 未 満	33 (6)	10 (0)	27 (7)	6 (0)
80 時 間 上 ～ 100 時 間 未 満	33 (5)	11 (1)	30 (6)	9 (1)
100 時 間 上 ～ 120 時 間 未 満	41 (8)	12 (0)	61 (6)	16 (0)
120 時 間 上 ～ 140 時 間 未 満	35 (4)	10 (0)	34 (7)	10 (1)
140 時 間 上 ～ 160 時 間 未 満	26 (2)	9 (0)	17 (3)	5 (0)
160 時 間 上	49 (9)	12 (1)	35 (4)	6 (0)
そ の 他	144 (68)	7 (0)	112 (57)	4 (0)
合 計	506 (160)	98 (4)	465 (163)	76 (4)

(資料出所) 厚生労働省「平成 30 年度過労死等の労災補償状況」
 (注) 1. 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における 1 か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。
 2. その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。
 3. 自殺は、未遂を含む件数である。
 4. () 内は女性の件数で、内数である。

厚生労働省『令和元年版過労死等防止対策白書』p.48より